

# 石川県公報

平成 27 年 8 月 14 日  
第 1 2 8 2 5 号 (金曜日)  
毎週 2 回 火曜 金曜 発行

## 目 次

告 示			
○介護扶助のための居宅介護を担当させる機関の指定 (厚生政策課)	1	○県道の区域の変更 (道路整備課)	2
○介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関の指 定 (同)	1	○県道の供用の開始 (同)	2
		公 告	
		○特定非営利活動法人の設立認証申請公告 (県民交流課)	2

## 告 示

### 石川県告示第406号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成27年8月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	ニチイケアセンター能美	能美市寺井町ぬ82	平成27年 5月1日
社会福祉法人 共友会	小松市矢田野町ミ30番地	小規模多機能ホームきんめい	加賀市野田町タ8番地1	平成27年 7月1日
昌和工業株式会社	金沢市高尾台2丁目226番地	デイサービス 孫六	河北郡津幡町渦端ト29番地	〃
株式会社レインボースター	羽咋郡宝達志水町今浜カ10番地	グループホーム虹の羽	羽咋郡宝達志水町今浜カ10番地	平成27年 7月28日

### 石川県告示第407号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成27年8月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	ニチイケアセンター能美	能美市寺井町ぬ82	平成27年 5月1日
社会福祉法人 共友会	小松市矢田野町ミ30番地	小規模多機能ホームきんめい	加賀市野田町タ8番地1	平成27年 7月1日

昌和工業株式会社	金沢市高尾台2丁目226番地	デイサービス 孫六	河北郡津幡町潟端ト29番地	〃
株式会社レインボースター	羽咋郡宝達志水町今浜カ10番地	グループホーム虹の羽	羽咋郡宝達志水町今浜カ10番地	平成27年7月28日

## 石川県告示第408号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更する。

なお、その関係図面は、平成27年8月14日から同月28日まで縦覧に供する。

平成27年8月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道 路 の 区 域				関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
押水福岡線	羽咋郡宝達志水町紺屋町外六字入会壺四号北谷日向1番甲89地先から	旧	5.80～17.00	31.5	羽咋土木事務所維持管理課
	羽咋郡宝達志水町紺屋町外六字入会壺四号北谷日向1番甲89地先まで	新	5.80～26.70	31.5	

## 石川県告示第409号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成27年8月14日から同月28日まで縦覧に供する。

平成27年8月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
押水福岡線	羽咋郡宝達志水町紺屋町外六字入会壺四号北谷日向1番甲89地先から 羽咋郡宝達志水町紺屋町外六字入会壺四号北谷日向1番甲89地先まで	平成27年8月14日	羽咋土木事務所維持管理課

## 公 告

### 特定非営利活動法人の設立認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成27年8月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 申請のあった年月日  
平成27年7月14日
- 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 未来の暮らしデザイン研究所
- 代表者の氏名  
中嶋 謙仁
- 主たる事務所の所在地  
白山市八幡町109番地
- 定款に記載された目的

この法人は、石川県内において、多様な世代、価値観、立場の人たちが学び合い、実践する「共創の場」を創り、自然と共生する持続可能なコミュニティの実現に関する事業を地元住民や行政と協働し、未来志向の暮らしの実現に寄与することを通じて、社会に貢献することを目的とする。

